

令和9年度 介護老人保健施設 整備基本指針

1 基本的な考え方

都は、令和9年度の介護老人保健施設（以下「施設」という。）の整備に当たって、以下の考え方を基本とし、予算の範囲内において計画的な整備を進める。

本指針に基づき施設整備を行おうとする医療法人等は、別に定める「介護老人保健施設整備費補助対象法人審査要領」、「東京都介護老人保健施設開設許可等実施要領」等を踏まえ、今後の手続を適正に進めること。

（1）サービス提供量等を踏まえた計画的な整備

ア 区市町村が策定した介護保険事業計画に照らし、整備予定地域における施設整備の緊急性、必要性等を総合的に判断して、真に必要であると認められる施設を整備する。

イ 施設整備に当たっては、都が策定した介護保険事業支援計画に基づき、広域的観点から、整備が進んでいない圏域及び区市町村を優先する。

（2）区市町村の主体的な関与に基づく整備

区市町村の主体的な関与に基づいて、計画的に整備を進めるため、都は、施設整備計画に対する意見書を区市町村から徴するものとする。

なお、当該意見書に記載する主な内容は、以下のとおりとする。

ア 介護保険事業計画等に照らした施設整備の緊急性及び必要性

イ 入所者等の利便性、安全性等の観点からの立地条件、地元住民の理解等及び施設整備の適格性

ウ 施設建設の確実性及び運営の安定性などから見た施設整備の妥当性

エ 当該施設整備に対する区市町村の具体的な支援内容（助成の有無など）

2 具体的な指針

1の基本的な考え方を踏まえた上で、都全体における施設配置の地域的均衡等に配慮した計画的な整備を進める。

このため、まず「地域的要件」に該当する施設の整備を優先する。次に「事業的要件」に該当する施設の整備を優先する。

（1）地域的要件

都の介護保険事業支援計画における令和8年度の必要入所定員総数を達成していない圏域に整備する施設（当該圏域同士にあっては、施設の整備率がより低い区市町村に整備する施設）

なお、整備区域内には、都市計画法第33条第1項第8号により開発行為が禁止されている区域（災害レッドゾーン）を含まないことを原則とする。

（2）事業的要件

ア 通所リハビリテーション事業の実施は必須とする。

イ 訪問看護ステーション事業、訪問リハビリテーション事業又は短期入所療養介護事業（ショートステイ）を実施する施設

ウ 認知症高齢者を積極的に受け入れるための認知症専門棟を設置する施設

エ 厚生労働大臣が定める施設基準に適合したユニット型個室を設置する施設